資料３

建設リサイクル法の概要について

令和5年1月25日
堺市 建築安全課

目　次

- 建設リサイクル法の必要性について
- 分別解体義務と再資源化義務について
- 届出義務について
- 施工時の留意点について
- 罰則規定について

建設リサイクル法の必要性について

●リサイクルの現状

一般廃棄物

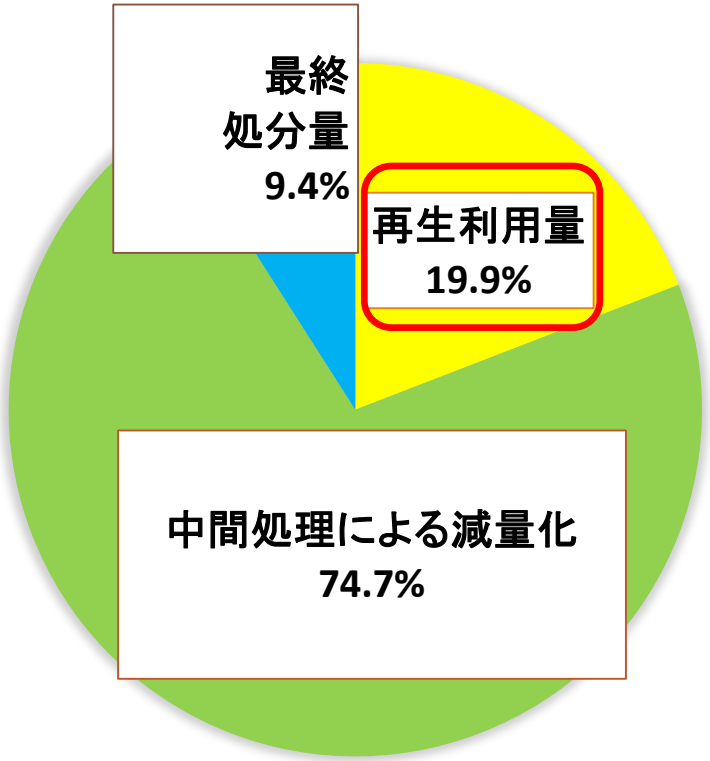

産業廃棄物

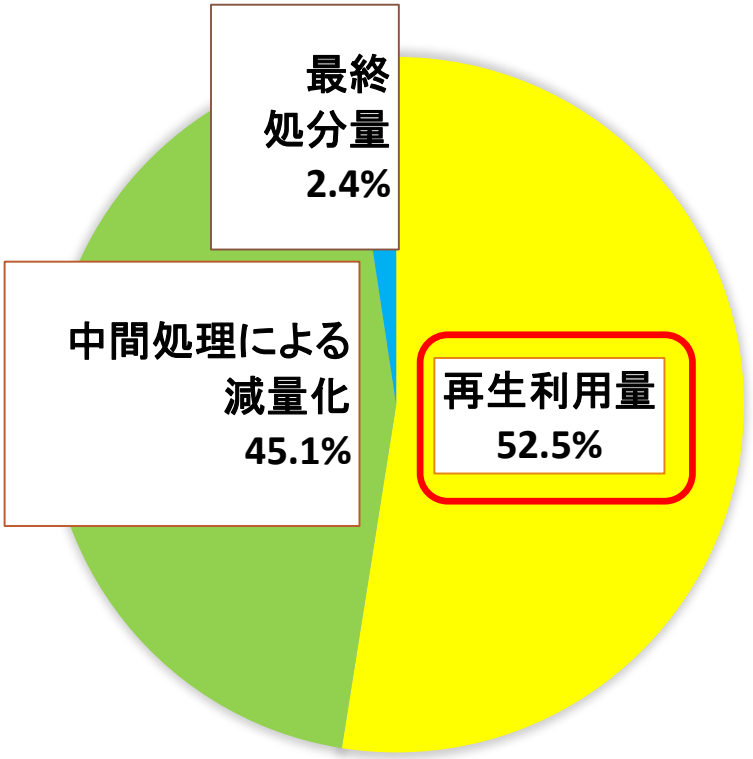

※数値は、四捨五入のため合計値が一致しない場合があります

平成30年度（全国：環境省調査による）

建設リサイクル法の必要性について

これまでは

ミンチ解体

建築物を分別解体せずに一気に壊してしまう「ミンチ解体」では、大量の混合廃棄物が発生します。

混合廃棄物

再資源化できるものとできないものをいったん混ぜてしまうと、再資源化が難しくなってしまいます。

最終処分

そのため、結局はそのままで最終処分場へ運ばれることになります。

コストが大きい最終処分を避けて、不法投棄する悪質な業者も後を絶ちません。

(出典：近畿建築行政会議)

建設リサイクル法の必要性について

建設リサイクル法が施行されてからは

分別解体

分別しながら解体することで、再資源化しやすくなります。

再資源化

原材料として利用可能な廃棄物を除き、再生可能なものは再資源化します。

再利用

再資源化された建設副産物は再利用されます。こうして資源を循環させていくことができます。

（出典：近畿建築行政会議）

建設リサイクル法の必要性について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

第1条（目的）抜粋

- **特定の建設資材**について、その**分別解体等**及び**再資源化等**を促進するための措置を講ずる

- **解体工事業者**について**登録制度を実施**すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る

- **生活環境の保全及び国民経済**の健全な発展に寄与することを目的とする

目　次

- 建設リサイクル法の必要性について
- 分別解体義務と再資源化義務について
- 届出義務について
- 施工時の留意点について
- 罰則規定について

分別解体義務と再資源化義務について

- 特定建設資材とは

・コンクリート

・コンクリートと鉄から成る建設資材
（プレキャスト鉄筋コンクリート等）

・木材

・アスファルト・コンクリート

分別解体義務と再資源化義務について

- 対象工事（法第９条第１項）

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等又は

特定建設資材を使用する新築工事等

かつ

対象建設工事の規模基準以上のもの

分別解体義務と再資源化義務について

● 規模の基準

工事の種類	規模の基準
建築物の**解体**	床面積の合計　**80㎡以上**
建築物の**新築・増築**	床面積の合計　**500㎡以上**
建築物の**修繕・模様替等(リフォーム等)**	請負代金の額　**1億円以上**
建築物以外の工作物に関する工事 (宅地造成・擁壁などの土木工事等)	請負代金の額　**500万円以上**

分別解体義務と再資源化義務について

●分別解体等及び再資源化等義務付け

分別解体等の実施義務（法第９条）

再資源化等の実施義務（法第16条）

- いずれも義務付け対象者は、対象建設工事の**受注者（下請負人含む）**又は**自主施工者**となる。

  （請負契約によらないで自ら施工する者）

- 分別解体等は適切な施工方法に関する基準(施行規則第２条) に従い、行わなければならない。

- 分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物は原則として再資源化をしなければならない。

分別解体義務と再資源化義務について

●法に基づく義務等のフロー図

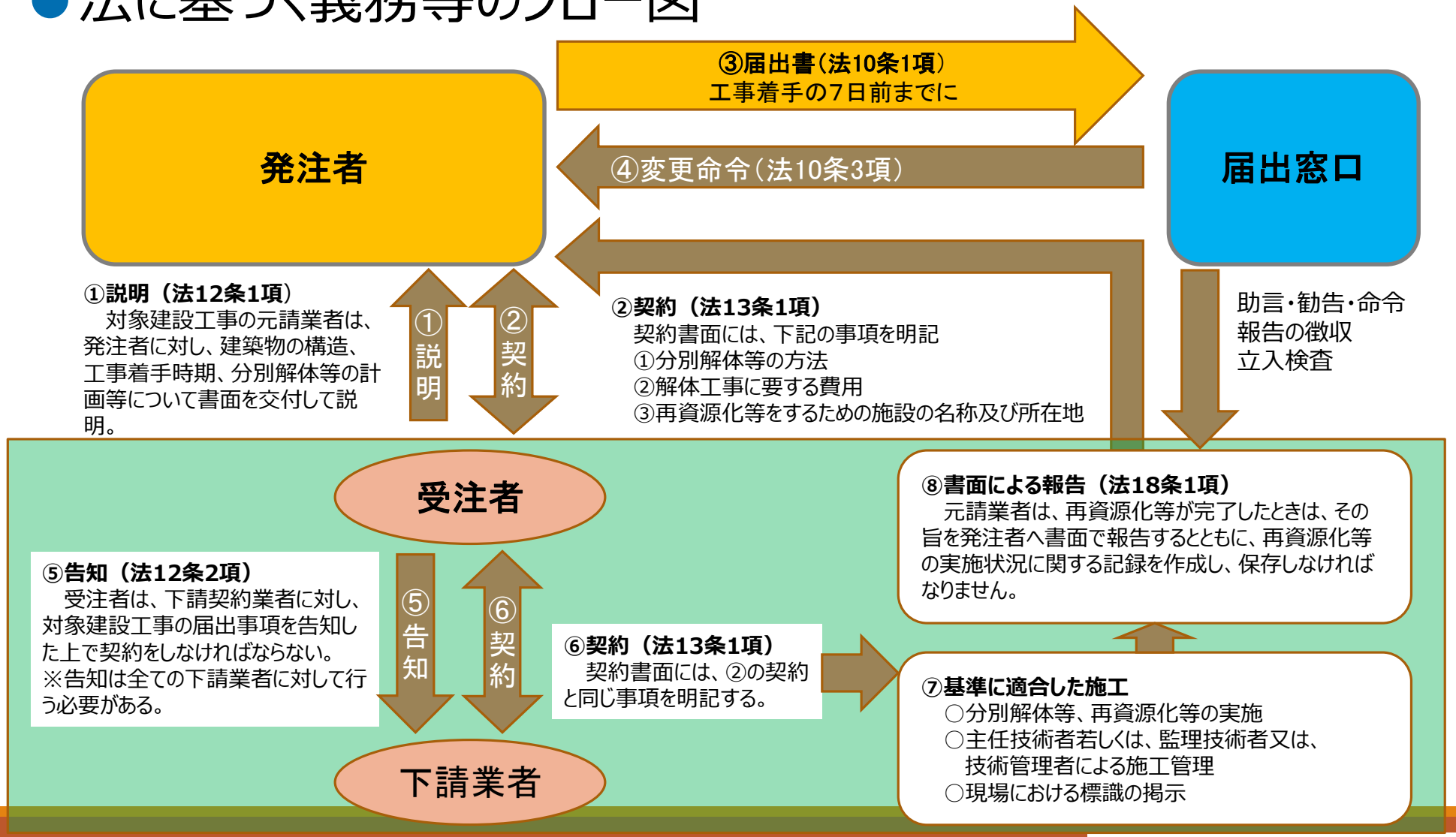

（出典：近畿建築行政会議）

目　次

- 建設リサイクル法の必要性について
- 分別解体義務と再資源化義務について
- 届出義務について
- 施工時の留意点について
- 罰則規定について

届出義務について

- 対象建設工事の届出等（法第１０条）

  - 届出義務を負うのは、対象建設工事の**発注者**又は**自主施工者**となる。

  - 工事着手日の**７日前までに**届出
    （工事着手とは仮囲い、足場などの仮設工事を含む）

届出義務について

● 分別解体等及び再資源化等義務付け

■ 届出必要書類

建築物の解体工事	建築物の新築工事等（新築、増築、修繕、模様替え等）	建築物以外の解体工事又は新築工事等（宅地造成などの土木工事等）
届出書	届出書	届出書
分別解体等計画書 （**別表1**）	分別解体等計画書 （**別表2**）	分別解体等計画書 （**別表3**）
写真又は設計図（建築物外観がわかるもの）※航空写真を除く	設計図	設計図
付近見取り図	付近見取り図	付近見取り図
工程表	工程表	工程表
委任状 （発注者又は自主施工者が届出	委任状 （発注者又は自主施工者が届出	委任状 （発注者又は自主施工者が届出

届出義務について

- 分別解体等及び再資源化等義務付け
  - 別表作成の際の注意点

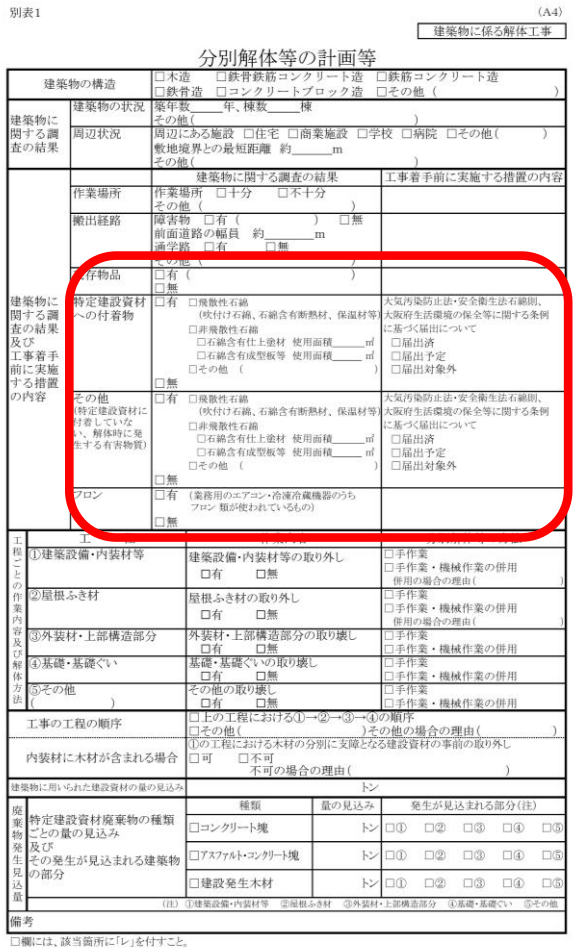

別表1　(A4)

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		□木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 □鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他（　　）	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数＿＿年、棟数＿＿棟 その他（　　）	
	周辺状況	周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校　□病院　□その他（　　） 敷地境界との最短距離　約＿＿＿m その他（　　）	
		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所　□十分　□不十分 その他（　　）	
	搬出経路	障害物　□有（　　）　□無 前面道路の幅員　約＿＿＿m 通学路　□有　□無 その他（　　）	
	残存物品	□有（　　） □無	
	特定建設資材への付着物	□有　□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材　使用面積＿＿＿㎡ □石綿含有成型板等　使用面積＿＿＿㎡ □その他（　　） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済 □届出予定 □届出対象外
	その他（特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質）	□有　□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材　使用面積＿＿＿㎡ □石綿含有成型板等　使用面積＿＿＿㎡ □その他（　　） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済 □届出予定 □届出対象外
	フロン	□有　（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン 類が使われているもの） □無	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装等	建築設備・内装等の取り外し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他（　　）	その他の取り壊し □有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他（　　）その他の場合の理由（　　）	
内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可　□不可 不可の場合の理由（　　）	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類 / 量の見込み / 発生が見込まれる部分（注）	
		□コンクリート塊　トン　□① □② □③ □④ □⑤	
		□アスファルト・コンクリート塊　トン　□① □② □③ □④ □⑤	
		□建設発生木材　トン　□① □② □③ □④ □⑤	
		（注）①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他	
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

令和３年４月より、別表の石綿に関する記載欄が変更

吹付リシン、Pタイルが該当する場合は、ここに記入します

外装材、屋根、天井材が該当する場合は、ここに記入します。

		□無 ）	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	残存物品	□有 □無	
	特定建設資材への付着物	□有　□飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材等） □非飛散性石綿 □石綿含有仕上塗材　使用面積＿＿＿㎡ □石綿含有成型板等　使用面積＿＿＿㎡ □その他（　　） □無	大気汚染防止法・安全衛生法石綿則、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出について □届出済 □届出予定 □届出対象外
	その他（特定建設資材に付着していない、解体時に発生する	□有 □無	
	フロン	□有　（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン 類が使われているもの） □無	
工程ごと	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し	□手作業

届出義務について

- 変更届出等について

工事着手前 → 工事着手の日の7日前までに、変更届出書の提出が必要。

工事着手後 → 変更届出書の提出は不要だが、必要に応じて分別解体等の計画を変更しながら適正に工事を実施。

目　次

- 建設リサイクル法の必要性について
- 分別解体義務と再資源化義務について
- 届出義務について
- 施工時の留意点について
- 罰則規定について

施工時の留意点について

- 建築物等の解体工事の実施には、元請負業者、下請負業者にかかわらず、**<u>建設業許可</u>**か**<u>解体工事業登録</u>**が必要。

次の建設業許可をお持ちですか？
○土木工事業　○建築工事業
○解体工事業

YES → 今お持ちの許可で解体工事を実施できます

NO

500万円以上の建設工事（建築一式工事の場合は1,500万円以上又は延べ面積150㎡以上）を請け負いますか？

YES → 建設業の許可が必要です

NO

登録が必要です

- 上記の建設業許可を受けておらずに500万円未満の解体工事を請け負う場合、解体工事業の登録が必要です。
- 解体工事業の登録は、工事を行う都道府県ごとに行ってください。
  その際、次の要件を満たすことが必要です。
  ①不適格要件に該当しないこと　②技術管理者を選任していること

（出典：近畿建築行政会議）

施工時の留意点について

- 建築物等の解体工事の実施には、元請負業者、下請負業者にかかわらず、**建設業許可**か**解体工事業登録**が必要。

建設業法の改正（ H28年6月1日施行 ）で、新たに「解体工事業」が新設されたことにより、施行日以降、

とび・土工工事業の許可では、解体工事は施工できません

施工時の留意点について

- 工事現場では、下記のいずれかの標識を掲示しなければなりません。

※下請業者が工事を行っているときは、元請業者・下請業者の両方の標識掲示が必要です。

建設業の許可を受けた建設業者（建設業法）

25cm以上

建設業の許可票		
商号又は名称		
代表者の氏名		
主任技術者の氏名	専任の有無	
資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別		
許可を受けた建設業		
許可番号	国土交通大臣 知事	許可（　　）第　　号
許可年月日		

35ｃｍ以上

受付後にお渡ししたシールは、掲示板の空いているスペースに貼付お願いします。

施工時の留意点について

- 工事現場では、下記のいずれかの標識を掲示しなければなりません。

解体工事業の登録を受けた建設業者の場合（建設リサイクル法）

解　体　工　事　業　者　登　録　票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合は代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

25cm以上

35ｃｍ以上

備考：技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあっては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

受付後にお渡ししたシールは、掲示板の空いているスペースに貼付お願いします。

目　次

- 建設リサイクル法の必要性について
- 分別解体義務と再資源化義務について
- 届出義務について
- 施工時の留意点について
- 罰則規定について

罰則規定について

違反内容	罰　則
解体工事業登録等なく工事を実施	１年以下の懲役又は50万円以下の罰金
事前届出なし	20万円以下の罰金
届出等に係る変更命令に従わない	30万円以下の罰金
技術管理者を設置しない	20万円以下の罰金

違反内容	罰　則
分別解体等・再資源化等の方法の変更等の命令に従わない	50万円以下の罰金
再資源化等の実施状況に関する記録等をしない	10万円以下の過料
標識を掲示しない	10万円以下の過料

施工時の留意点について

●解体等工事の事前説明について
～近隣とのトラブルをなくすために～

事前に工事の説明がされていない等で、周辺住民の方々から不安の声が寄せられるといったケースが見受けられます。

周辺住民の方々への不安の軽減と近隣トラブルを未然に防ぎ、スムーズに工事を行うためにも、事前に周辺住民の方々に工事の周知を行うよう努めてください。

●周知の仕方
・ビラの配布
・戸別訪問、説明会　等

●周知の範囲
・工事の規模や内容、周辺環境等を考慮

●周知の内容
・工事期間（工程）、作業時間、作業内容、搬出入経路
・アスベスト等の有無及び措置内容、騒音等防止方法
・安全対策、工事責任者連絡先　等